

現況調査書

私は、今般下表の「3計画概要」の計画をしています。

建築敷地内の既存建築物について、

- ☐ 確認図書及び検査済証が存在し、当該図書と相違がないこと
- ☐ 確認図書はあるが検査済証が不明であり、適法に施工されているか否かが不明の状態となっています。既存建築物の現況を調査した結果、確認図書等と相違がないこと
- ☐ 確認図書及び検査済証が不明であり、適法に設計、施工されているか否かが不明の状態となっています。既存建築物の現況を調査した結果、現行法に適合していること
- ☐ 違法な状態であること

を、報告します。
この報告書は、事実と相違ありません。

熊谷市長 熊建築主 様様

令和 年 月 日

建築主 住 所
氏 名
電話番号

1 代理者	① 氏 名		
	② 住 所		
	③ 電話番号		
2 調査者	① 資 格	()級建築士 ()登録 第 号	
	② 氏 名		
	③ 建築士事務所名	()級建築士事務所 ()知事登録第 号	
	④ 所 在 地		
	⑤ 電話番号		
3 計画概要	① 敷地位置	埼玉県熊谷市	
	② 現況主要用途		③ 予定建築物用途
	④ 工事種別	☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替え ☐ 用途変更	
	⑤ 予定建築物確認申請予定年月日	令和 年 月 日 確認申請予定	

狀況報告事項

備考欄	特定行政庁記入欄
-----	----------

現況調査書(第2面)

1 都市計画区域等	①都市計画区域等の内外の別	☐ 都市計画区域内 (☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域)			
	②防火地域等	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 22条区域 ☐ 指定なし			
	③外壁の後退距離	☐ 有(☐ 1m ☐ 1.5m) ☐ 無			
	④高さの限度	☐ 有(☐ 10m ☐ 12m) ☐ 無			
	⑤斜線制限	隣地斜線	☐ 有	☐ 無	
		北側斜線	☐ 有	☐ 無	
	⑥高度地区	☐ 有(第 種) ☐ 無			
	⑦日影規制	☐ 有(規制時間 h、 h) ☐ 無し			
⑧その他 (地区計画、協定等あれば記入)					
2 前面道路	☐ 道路 法第42条第()項第()号 ☐ 法第43条第2項第()号 幅員()m 接道長さ()m				
3 敷 地	①敷地面積	m ²	m ²	m ²	全 体 m ²
	②用途地域				
	③指定容積率	%	%	%	%
	④法第52条第2項による容積率	%	%	%	%
	⑤指定建蔽率	%	%	%	%
	⑥角地緩和	☐ 有 ☐ 無			
4 既存建築物 の概要	①建築面積 (建蔽率)	m ² %	②延べ面積 (容積率)	m ² %	
	③最高高さ	m	⑤階 数	地上 階／地下 階	
	④軒高さ	m	⑥最新建築年度	昭・平・令 年	
5 予定建築物 の概要	①建築面積	予定建築物() m ² 敷地全体() m ² 建蔽率() %			
	②延べ面積	予定建築物() m ² 敷地全体() m ² 容積率() %			
	③最高高さ	m	⑥階 数	地上 階／地下 階	
	④軒高さ	m	⑦構 造	造(一部 造)	
	⑤耐火建築物	☐ 耐火 ☐ 準耐火() ☐ 外壁、軒裏防火構造 ☐ その他			
6 集団規定に 関する適法状況	☐ 適法				
	☐ 既存不適格 (条項)				
	☐ 不適法 (条項)				
7 添付図書 チェックリスト	1. 既存建築物に関するもの				
	☐ 確認済証 ☐ 確認申請書(副本) ☐ 検査済証 ☐ 計画変更確認申請書(副本) (※上記書類は写しでも可) ☐ 現況敷地求積図 ☐ 現況写真及び撮影位置図 ☐ 配置図(検査済部分、確認済部分、未確認部分、未検査済部分、予定建築物等がわかるよう作図のこと) 複数棟の場合は、棟番号を付し、その番号を第3面の棟番号とする。 ☐ 各階平面図(検査済部分、確認済部分、未確認部分、未検査済部分等がわかるよう作図のこと) ☐ 二面以上の立面図(検査済部分、確認済部分、未確認部分、未検査済部分等がわかるよう作図のこと) ☐ 二面以上の断面図(検査済部分、確認済部分、未確認部分、未検査済部分等がわかるよう作図のこと) ☐ その他必要であると認める図書(☐ 竣工図 ☐ 概要書又は証明書)				
既存建築物と一体的に増築を行う場合添付					

現況調査書(第3面)

1 既存建築物棟別調査	①棟 番 号					全 体
	②建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	③建蔽率					%
	④延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	⑤地階の住宅部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	⑥共同住宅の共用の廊下等の部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	⑦自動車車庫の部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	⑧住宅の部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	⑨(⑤～⑧以外で容積率不算入部分)	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	⑩延べ面積(容積率対象)	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	⑪容 積 率					%
	⑫建築物の最高高さ	m	m	m	m	
	⑬階 数(地上/地下)	階/ 階	階/ 階	階/ 階	階/ 階	
	⑭構 造	(一部 造) 造	(一部 造) 造	(一部 造) 造	(一部 造) 造	
	⑮耐火建築物等の別	☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他	☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他	☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他	☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他	
2 既存建築物棟別履歴	①確認済証	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	②確認済番号					
	③確認(建築)年月日	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	
	④確認申請書 副本等図面	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	⑤検査済証	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	⑥検査済番号					
	⑦検査済証交付年月日	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	
	⑧中間検査合格証	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	⑨中間検査合格番号					
	⑩中間検査合格証 交付年月日	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	
3 調査結果	☐ 適法 ☐ 既存不適格 ☐ 不適法	☐ 適法 ☐ 既存不適格 ☐ 不適法	☐ 適法 ☐ 既存不適格 ☐ 不適法	☐ 適法 ☐ 既存不適格 ☐ 不適法		

現況調査書(第4面)

棟番号		※各棟毎に作成してください。		① 法適合性 適否	② 既存 不適格 ※該当の場合○	※③ 現行法要件	※④ 現況調査結果
チェック項目							
単 体 規 定	防火・耐火関係	屋根	法22条	適・否		☐ 区域内 ☐ 区域外	屋根材()
		延焼の恐れのある外壁	法23条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	☐ H12告示1362号 ☐ 大臣認定()号
		大規模の木造建築物等の外壁等	法25条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	
		防火壁等	法26条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	☐ 防火壁 ☐ ただし書き第()号
		耐火建築物等	法27条	適・否		☐ 有り(項 号) ☐ 無し	☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他()
		防火区画	令112条	適・否		☐ 有り()項 ☐ 無し	
		防火上主要な間仕切壁	令114条	適・否		☐ 有り()項 ☐ 無し	
	一般構造関係	採光	法28条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	
		換気	法28条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	
		シックハウス	法28条の2	適・否		☐ 有り ☐ 無し	
		長屋又は共同住宅の界壁	法30条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	
		浄化槽	法36条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	
		階段	令23条	適・否		幅 ()cm けあげ()cm 踏面 ()cm	幅 ()cm けあげ()cm 踏面 ()cm
		手すり	令25条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	☐ 有り ☐ 無し
	構造強度		法20条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	
	避難施設関係	直通階段	令120条	適・否		☐ 有り ☐ 無し 許容歩行距離()m	歩行距離()m
		2以上の直通階段	令121条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	☐ 有り ☐ 無し
		避難階段	令122条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	☐ 有り ☐ 無し (☐ 屋内 ☐ 屋外 ☐ 特避)
		廊下	令119条	適・否		☐ 有り ☐ 無し 幅員()cm	幅員()cm
		客席からの出口	令118条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	別添図等参照
		敷地内通路	令128条～ 128条の2	適・否		☐ 有り ☐ 無し	別添図等参照
		排煙設備	令126条の2 ～3	適・否		☐ 有り ☐ 無し	別添図等参照
		非常用の照明装置	令126条の4 ～5	適・否		☐ 有り ☐ 無し	別添図等参照
		非常用の進入口	令126条の6 ～7	適・否		☐ 有り ☐ 無し	別添図等参照
	特殊建築物の内装		法35条の2	適・否		☐ 有り ☐ 無し	別添内装一覧表参照
	建築設備関係	非常用エレベーター	法34条2項 令129条の13 の2	適・否		☐ 有り ☐ 無し	☐ 有り ☐ 無し ☐ 令129条の13の2() 号
		避雷設備	法36条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	別添図等参照
		給水、排水その他の配管設備	法36条	適・否		☐ 有り ☐ 無し	別添図等参照
	埼玉県建築基準 法施行条例関係 (該当がある場合適 宜記載してください)						

- ・※③、※④は、既存建築物と一体的に増築する場合、別棟の既存建築物の確認済証等が無い場合に記入してください。
- ・該当がない項目には斜線をお願いします。
- ・確認済証(建築確認の履歴)がない物件は、①の該当する項目はすべて「適」である必要があり、「否」がある場合は、解体又は適法になるよう是正を行う必要があります。

既存建築物の増築等に関する報告書(法20条関係)								
		着手年月日	延べ面積					
			基準時	合計	現在	工事に伴う 除却部分	申請部分	合計
A	今回の増改築部分						m ²	ア m ²
	基準時以降増改築済部分				m ²	m ²	m ²	
B	既存部分 (増改築部分と棟続き)		m ²	イ m ²	m ²	m ²	m ²	
	増築等をする独立部分						m ²	
C	増築等をする独立部分以外の 独立部分		m ²		m ²	m ²	m ²	
					ア/イ=		%	
D	既存部分(増改築部分と棟別)				m ²	m ²	m ²	

※ 第5面は、既存建築物と一体的に増築する場合に作成してください。
(構造上は分離していても、増築後の建築物が建築基準法上1棟となる場合は第5面の作成が必要です。)

【既存部分、増築部分等の各規定への適合性】

※ 該当する□にチェックを入れてください。

※ 適合することを確認し、その旨を明示してください。適合していない場合はどのような方法で適合させるのが明示してください。
(適合しない場合は建築不可です。)

□ $A/I > 1/2$ (その1)

施行令第137条の2 第1号イ〔構造上一体〕 ((1)、(2)、(3)のいずれにも適合すること)			A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考
イ (1)	令第3章第8節の規定に適合				
	令第3章第1節～第7節の2の規定に適合				
イ (2)	令第129条の2の3の規定に適合				
	法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合				構造耐力に関する制限を定めた規定なし
イ (3)	耐久性等関係規定に適合				
	H17 国令第566号 第1 第1号	イ (屋上から突出する水槽等) 令第129条の2の3第3号の規定に適合			
		ロ (給水、排水その他の配管設備) 令第129条の2の4第1項第2号及び第3号の規定に適合			
		ハ (昇降機) 令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項、令第129条の12第1項第6号及びこの構造の規定に適合			既存エスカレーター(上端と下端の間の揚程が一定の数値以下)に対する同号の規定の適用については読替規定あり
	H17 国令第566号 第1 第2号	イ (屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁) S46建告第109号に適合		※1	※1、※2のいずれか
		ロ (特定天井) H25国告第771号第3に適合、又は令第39条第3項に基づく大臣認定 (増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので落下防止措置が講じられているものを除く)		※1	
	H17 国令第566号 第1	法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確認		※2	

□ ア/イ > 1/2 (その2)

施行令第137条の2 第1号ロ〔EXP.J等で構造上分離〕 (1)、(2)、(3)のいずれにも適合すること			A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考
□	増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接すること。	(1)			
□	令第3章の規定に適合	(2)			
	令第129条の2の3の規定に適合				
	法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合				構造耐力に関する制限を定めた規定なし
□	令第36条に規定する耐久性等関係規定に適合				
	H17 国令第566号 第2 第1号	イ	令第3章第8節の規定に適合	※	※イ、ロ又はハのいずれか ロについては、法第20条第1項第2号から第4号に掲げる建築物に限る
		ロ	(地震時)令第3章第8節の規定に適合	※	
			(地震時外)令第82条第1号から第3号まで(地震に係る部分を除く)に定める構造計算によって構造耐力上安全であることを確認	※	
		ハ	(地震時)H18国令第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確認	※	
			(地震時外)令第82条第1号から第3号まで(地震に係る部分を除く)に定める構造計算によって構造耐力上安全であることを確認	※	
	H17 国令第566号 第2 第2号	(屋上から突出する水槽等)令第129条の2の3第3号の規定に適合			
		(給水、排水その他の配管設備)令第129条の2の4第1項第2号及び第3号の規定に適合			
		(昇降機)令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項及、令第129条の12第1項第6号びかごの構造の規定に適合			
	H17 国令第566号 第2 第3号	(屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁)S46建告第109号に適合		※1	※1、※2のいずれか
		(特定天井)H25国令第771号第3に適合、又は令第39条第3項に基づく大臣認定(増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので落下防止措置が講じられているものを除く)		※1	
		法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確認		※2	

〔既存部分、増築部分等の各規定への適合性〕

□ $A/I \leq 1/2$

施行令第137条の2 第2号 (イ、ロ、ハのいずれかに該当すること)				A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考
イ	令第36条に規定する耐久性等関係規定に適合					
	イ	令第3章第1節～第7節の2の規定に適合				
		法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合				構造耐力に関する制限を定めた規定なし
	ロ	(1)	(地震時)令第3章第8節の規定(地震に係る部分に限る)に適合		※	
		(2)	(地震時)令第42条、令第43条並びに令第46条第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く)の規定(H13国告第1540号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては同告示第1から第10までの規定)に適合		※	※(1)又は(2)のいずれか (2)については、法第20条第1項第4号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る
	ハ	(1)	(地震時外)令第3章第8節の規定(地震に係る部分を除く)に適合		※	
		(2)	(地震時外)令第46条第4項(表2に係る部分を除く)の規定(H13国告第1540号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては同告示第1から第10までの規定)に適合		※	※(1)又は(2)のいずれか (2)については、法第20条第1項第4号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る
	ニ	(地震時)架構を構成する部材が増築又は改築前の建築物の架構を構成する部材から追加及び変更がない場合にあっては、H18国告第185号に適合			※	
	ホ	EXP.J等で構造上分離	(地震時)H18国告第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確認		※	既存の独立部分の規模及び構造が法第20条第1項第2号から第4号までに掲げる建築物に限る
			(地震時外)令第82条第1号から第3号まで(地震に係る部分を除く)に定める構造計算によって構造耐力上安全であることを確認		※	
	ヘ	EXP.J等で構造上分離	(地震時)H18国告第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確認		※	既存の独立部分の規模及び構造が法第20条第1項第1号までに掲げる建築物に限る
			(地震時外)令第82条第1号から第3号まで(地震に係る部分を除く)に定める構造計算によって構造耐力上安全であることを確認		※	

	H17 国告第566号 第3 第2号	(屋上から突出する水槽等)令第129条の2の3第3号の規定に適合			
		(給水、排水その他の配管設備)令第129条の2の4第1項第2号及び第3号の規定に適合			
		(昇降機)令第129条の4、令第129条の5、令第129条の8第1項、令第129条の12第1項第6号及びかごの構造の規定に適合			
	H17 国告第566号 第3 第3号	(屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁)S46建告第109号に適合		※1	※1、※2のいずれか
		(特定天井)H25国告第771号第3に適合、又は令第39条第3項に基づく大臣認定 (増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので落下防止措置が講じられているものを除く)		※1	
		法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確認		※2	
ロ	令第3章第1節～第7節の2(令第36条、第38条第2項～第4項を除く)の規定に適合				法第20条第4号に掲げる建築物に限る
	H17 国告第566号 第4	(基礎の補強)基礎の補強方法に関する基準、鉄筋コンクリート造の規定(令第72条～第76条)の準用			
ハ	令第137条の2第1号イ又はロに定める基準に適合 ($A/I > 1/2$ の場合と同様)		$A/I > 1/2$ の様式に記入	$A/I > 1/2$ の様式に記入	

□ $A/I \leq 1/20$ かつ $A \leq 50m^2$

施行令第137条の2 第3号 (イ、ロいずれかに適合すること)			A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考
イ	(1)	令第3章の規定に適合			
		令第129条の2の3の規定に適合			
		法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合			構造耐力に関する制限を定めた規定なし
	(2)	構造耐力上の危険性が増大しないこと			
ロ	令第137条の2第2号又は第2号に定める基準に適合 ($A/I > 1/2$ または $A/I \leq 1/2$ の場合と同様)		$A/I > 1/2$ または $A/I \leq 1/2$ の様式に記入	$A/I > 1/2$ または $A/I \leq 1/2$ の様式に記入	

※ 第5面は、既存建築物と一体的に増築する場合に作成してください。

(構造上は分離していても、増築後の建物が建築基準法上1棟となる場合は第5面の作成が必要です。)

現況調査書(第6面) 構造関係①

1 既存建築物材料等調査	コンクリート			配合計画書等(建設当時のプラントがJIS工場)			確定・推定
		普通・高強度	現場造成杭	Fc(設計基準強度) 18・21・24・27・30・()N/mm ²			確定・推定
			基 礎	Fc(設計基準強度) 18・21・24・27・30・()N/mm ²			確定・推定
			階～ 階	Fc(設計基準強度) 18・21・24・27・30・()N/mm ²			確定・推定
			階～ 階	Fc(設計基準強度) 18・21・24・27・30・()N/mm ²			確定・推定
			階～ 階	Fc(設計基準強度) 18・21・24・27・30・()N/mm ²			確定・推定
			階～ 階	Fc(設計基準強度) 18・21・24・27・30・()N/mm ²			確定・推定
	軽量(1種・2種)		階～ 階	Fc: N/mm ²	設計比重		確定・推定
	Pca・PC・HPCa・()		階～ 階	Fc: N/mm ³	使用部位		確定・推定
	鉄筋	ミルシート(建設当時の鋼材メーカーがJIS製造工場)					確定・推定
		種 類	径		使用箇所		
		丸鋼	SR235・295	D ～D			確定・推定
		異形鉄筋	SD295(A・B)	D ～D			確定・推定
			SD345	D ～D			確定・推定
			SD390	D ～D			確定・推定
				D ～D			確定・推定
		高強度せん断補強筋					確定・推定
	溶接金網(JIS G3351)					確定・推定	
	鉄骨	ミルシート(建設当時の鋼材メーカーがJIS製造工場)					確定・推定
		種 類	使用箇所		現場溶接		
SS400・SM400・SN400A,B,C・				有 ・ 無	確定・推定		
STKR400・STKR490・				有 ・ 無	確定・推定		
BCR295・BCP235・				有 ・ 無	確定・推定		
SM490A・SN490B,C・				有 ・ 無	確定・推定		
SSC400・				有 ・ 無	確定・推定		
ボルト	☐ 高力ボルト(F8T・F10T・S10T)		☐ 中ボルト(M)			確定・推定	
	☐ アンカーボルト(シングル・ダブル)		☐ 頭付スタッドボルト(φ)				
認定材料	コンクリート					確定・推定	
	鋼材					確定・推定	
	その他					確定・推定	
2 基礎調査	支持地盤	☐ 表土 ☐ ローム層 ☐ 砂礫 ☐ その他() ☐ 改良地盤(工法:			GL— m	確定・推定	
	直接基礎	☐ べた基礎 ☐ 布基礎 ☐ 独立基礎		確定・推定	地耐力 kN/m ²	確定・推定	
	杭基礎	既成杭(建設当時の杭材メーカーがJIS製造工場)				確定・推定	
		☐ RC杭 ☐ PHC杭(A種・B種・C種) ☐ PRC杭(Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種) ☐ SC杭 ☐ 場所打ちコンクリート杭 ☐ 鋼管杭 ☐ H形杭 ☐ 木杭 ☐ その他()				確定・推定	

現況調査書(第6面) 構造関係②

3 現場調査等	調 査 項 目		備 考	行った調査 に○記入
	コン ク リ ー ト の 強 度 調 査 等	シュミットハンマーによる強度試験	・原則3箇所以上 ・写真及び試験成績書等を添付すること	
		コンクリートコアによる圧縮強度試験	・原則各階ごと、各施工時期ごとに1本以上 ・写真及び試験成績書等を添付すること	
		コンクリートの中酸化深さ試験		
		塩化物量の検査		
	鉄 筋 の 調 査	はつり調査により鉄筋の径、本数、 加工状態、かぶり等の確認	・各階ごとに柱、はり、耐力壁から1箇所以上 ・鉄筋探査機を併用可能 ・写真及び試験成績書等を添付すること	
		圧接部分の超音波探傷試験	・資格所有者が検査すること ・写真及び試験成績書等を添付すること	
	鋼 材 の 調 査	鋼材等の材質試験	・柱・はり ・写真及び試験成績書等を添付すること	
		溶接部分の超音波探傷試験	・資格所有者が検査すること ・写真及び試験成績書等を添付すること	
	部 材 寸 法 等	部材断面・寸法等の計測	・主要構造部材ごとに確認すること ・写真を添付すること	
設 計 図 書 と 現 況 の 相 違 箇 所	※耐震壁及び開口部の位置、使用部材、用途変更等、具体的に記入してください			
そ の 他 特 記 事 項				

配置図

参考

※ 太線枠内に今回増築等申請にかかる建築物の関係がわかる配置図を記入ください。

用語の説明

A	今回の増改築部分	今回の工事により、増築又は改築を行う部分
	基準時以降増改築済部分	今回の工事以前に86条の7の緩和により増築等を行った部分
B	既存部分（増改築部分と棟続き）	増改築が行われる部分と一体となっている既存建築物の部分
	増築等をする独立部分	増改築部分とEXPJ等で接している独立部分（施行令137条の14）
C	増築等をする独立部分以外の独立部分	増改築部分とEXPJ等で接している独立部分以外の独立部分（法86条の7第2項適用）
D	既存部分（増改築部分と棟別）	増改築部分と使用上又は防火・避難上で一の建築物とみなされない既存建築物の部分

